

基安安発 0901 第 4 号
基安労発 0901 第 3 号
基安化発 0901 第 2 号
令和 3 年 9 月 1 日
基安安発 0704 第 1 号
基安労発 0704 第 1 号
基安化発 0704 第 1 号
改正 令和 6 年 7 月 4 日

都道府県労働局労働基準部
健康安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契 印 省 略)

技能講習の講師要件に係る質疑応答について

技能講習の講師要件については、労働安全衛生法別表第 20 に規定されている他、平成 16 年 3 月 19 日付け基発第 0319009 号の記の I の 1 の (8) の③及び同通達別添 6 (平成 24 年 3 月 9 日基発 0309 第 4 号で別添 8 に改正) で示されたところであるが、同規定等を運用する中で、都道府県労働局、一般社団法人全国登録教習機関協会等から問い合わせがあった質疑事項のうち主なものを別紙のとおり取りまとめたので、参考の上、引き続き規定等の運用に当たって適切に対応されるようお願いする。

（問1）技能講習の講師要件として労働安全衛生法（以下「法」という。）別表第20各号に示される「運転の業務に従事した経験」について、登録教習機関における実技講習の補助業務としての準備、機器の調整、機器の撤収等のための運転、講師予定者に対する研修としての運転等の業務の経験は、「運転の業務に従事した経験」として認められるか。

（答1）当該業務については、実質的に運転の業務に該当するのであれば、「運転の業務に従事した経験」と認めて差し支えないこと。

（問2）技能講習の講師要件として法別表第20各号に示される「自動車」の範囲は、道路上を走行する自動車に限るのか。

（答2）「自動車」の範囲については、道路交通法第2条で定義される自動車であり、道路を走行する自動車に限るものではなく、労働安全衛生法施行令別表第7の建設機械、労働安全衛生規則第151条の2の車両系荷役運搬機械等、同規則第1編第2章第2節の3の高所作業車を含むこと。

（注）道路交通法第2条の自動車の定義は次のとおりである。

道路交通法第2条第1項第9号 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

（問3）フォークリフト運転技能講習のうち一部科目に係る講師は、一定の免許等を有する者が10年又は5年以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有することが必要となっているが、この経験は、道路上、工場敷地内を問わず、またフォークリフトの最大荷重に係わりなく認めてよいか。

（答3）平成16年3月19日付け基発第0319009号の別添8（以下「別添8」という。）で示す「10年（5年）以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する」については、道路上、工場敷地内を問わず、また最大荷重にかかわらず判断して差し支えないこと。

（注）技能講習の講師要件として法別表第20第17号のフォークリフト運転技能講習の「講習科目」の欄の学科講習の「走行に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識」及び「荷役に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識」並びに実技講習の「走行の操作」及び「荷役の操作」について、「条件」の欄にそれぞれ「同等以上の知識経験を有する者」が規定されている。

(1) 「走行に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識」については、平成 16 年 3 月 19 日付け基発第 0319009 号の記の I の 1 の (8) の③で引用している別添 8 (以下「別添 8」という。) の 31 の 2 の (1) において、「同等以上の知識経験を有する者」の該当者として、「労働安全衛生規則別表第 3 「令第 20 条第 11 号の業務」の項の各号に該当する者又は道路交通法第 84 条第 3 項に規定する大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許を有する者で、10 年以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有するもの」が挙げられている。

(2) 「荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」については、別添 8 の 31 の 3 において、「同等以上の知識経験を有する者」の該当者として、「労働安全衛生規則別表第 3 「令第 20 条第 11 号の業務」の項の各号に該当する者若しくは大型特殊自動車免許 (装軌式自動車についての限定付免許を除く。) を有する者で、10 年以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有するもの」が挙げられている。

(3) 「走行の操作」及び「荷役の操作」については、別添 8 の 31 の 6 の (1) において、「同等以上の知識経験を有する者」の該当者として、「大型特殊自動車免許 (装軌式自動車についての限定付免許を除く。) を有する者で、その後 5 年以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有するもの」が挙げられている。

(問 4) ショベルローダー等運転技能講習の講師は、自動車教習所の大型特殊自動車免許に係る技能検定員、教習指導員等については 10 年又は 5 年以上ショベルローダー等の運転の業務に従事した経験を有することが要件となっているが、この経験は、道路上、工場敷地内を問わず、またショベルローダー等の最大荷重にかかわらず認めようか。

(答 4) (答 3) と同様に判断して差し支えないこと。

(問 5) 玉掛け技能講習の講師要件における「クレーン等の設計、製作又は検査の業務」に、整備の業務は該当するか。

(答 5) 設計、製作又は検査の業務に整備の業務は含まれないが、高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、五年以上クレーン等の整備の業務に従事した経験を有するものを「同等以上の知識経験を有する者」として取り扱って差し支えないこと。

(問 6) 高所作業車運転技能講習の講師要件における「大学等において力学及び電気に関する学科を修めて卒業した者」には、力学と電気に関する科目を 10 単位程度以上取得して大学等を卒業すれば該当するか。

(答6) 力学及び電気両方の科目の単位を取得し、これが合計10単位程度以上である場合、大学等において力学及び電気に関する学科を修めて卒業した者と取り扱って差し支えないこと。

(問7) 技能講習の講師要件として法別表第20各号、別添8に示される「工学に関する学科を修めて卒業した者」、「機械工学に関する学科を修めて卒業した者」、「力学に関する学科を修めて卒業した者」等の学歴に関する規定について、現在、これらの学科の名称が大学等、高等学校等における学問分野の変遷や学際化に伴い変化してきているが、具体的にどのような者が該当となるのか。

(答7) 大学等の学科については、卒業した大学等の学科名が「工学」、「機械工学」、「力学」等の名称を付した学科に限定されるものではなく、他の名称の学科であっても、実質的にこれらの学科に含まれる科目の単位を10単位程度以上取得していれば、当該学科を「修めて卒業した者」として認めて差し支えないこと。具体的には、別表1の「大学等の学科の考え方」を参考にして判断すること。

また、高等学校等の学科については、卒業した高等学校等の学科名が「工学」、「機械工学」、「力学」等の名称を付した学科に限定されるものではないこと。なお、高等学校等については、多くの場合、履修記録が残っていないことに鑑み、別表2「高等学校等の学科の考え方」及び別添の文部科学省の令和2年度学校基本調査で用いられた「高等学校及び中等教育学校（後期課程）の学科コード表」（以下「学科コード表」という。）の最新版を参考にして判断すること。なお、学科コード表の最新版に記載されていない学科は、過去のコード表にその学科が記載されていることが確認できれば、その過去のコード表によって判断して差し支えないこと。

別表1 大学等の学科の考え方

法別表第 20 各号の規定	考え方
機械工学に関する学科	<ul style="list-style-type: none"> ・主として機械工学に係る科目を履修する学科 ・純粋に機械工学を履修する学科がなくなっているため、学科名として機械工学が付されていなくとも、機械関係学を履修しているなど、実質的に機械工学を履修していると判断できれば対象とする。
電気工学に関する学科	<ul style="list-style-type: none"> ・主として電気工学に係る科目を履修する学科 ・純粋に電気工学を履修する学科がなくなっているため、学科名として電気工学が付されていなくとも、電磁気学を履修しているなど、実質的に電気工学を履修していると判断できれば対象とする。
力学に関する学科	<ul style="list-style-type: none"> ・力学に係る科目を履修する理工学系の学科 ・力学を専攻する学科のほか、一般的に力学を履修すると考えられる理工学系学科卒業者は対象とする。
工学に関する学科	<ul style="list-style-type: none"> ・工学系の学科（経営工学、金融工学等経済系学科を除く） ・工学系学科卒業者は対象とするが、経済系は趣旨が異なるので除外する。
化学に関する学科	<ul style="list-style-type: none"> ・主として化学に係る科目を履修する学科 ・純粋に化学を履修する学科がなくなっているため、学科名として化学が付されていなくとも、無機化学や有機化学を履修しているなど、実質的に化学を履修していると判断できれば対象とする。
土木に関する学科	<ul style="list-style-type: none"> ・主として土木に係る科目を履修する学科 ・純粋に土木を履修する学科がなくなっているため、学科名として土木が付されていなくとも、土質力学や測量学を履修しているなど、実質的に土木を履修していると判断できれば対象とする。
<p>(備考)「主として機械工学に係る科目を履修する」等の「主として」とは、「これらに関する学科が 10 単位程度履修対象となっているもの」の意であること。</p>	

別表2 高等学校等の学科の考え方

法別表第20各号の規定	考え方
機械工学に関する学科	コード表の「301 機械関係」、「302 自動車関係」、「303 造船関係」、「310 設備工業関係」、「311 土木関係」（建設機械科に限る。）、「326 電子機械関係」及び「323 航空関係」に記載されている学科は、「機械工学に関する学科」と判断して差し支えないこと。
電気工学に関する学科	コード表の「305 電気関係」、「306 電子関係」、「307 情報技術関係」及び「326 電子機械関係」に記載されている学科は、「電気工学に関する学科」と判断して差し支えないこと。
力学に関する学科	コード表の「301 機械関係」、「302 自動車関係」、「303 造船関係」、「305 電気関係」、「306 電子関係」、「309 建築関係」、「310 設備工業関係」、「311 土木関係」、「312 地質工学関係」、「326 電子機械関係」、「329 材料技術関係」、「323 航空関係」、「350 その他」（トレーシング科、工業家庭科、生命工学科、製図科、デザインシステムコンピュータ産業科、生活工学科及び環境・電気情報システム科を除く。）及び「801 理数関係」に記載されている学科は、「力学に関する学科」と判断して差し支えないこと。
工学に関する学科	コード表の「300 工業に関する学科」に記載されている学科は、「工学に関する学科」と判断して差し支えないこと。
化学に関する学科	コード表の「313 化学工業関係」、「314 化学工学関係」、「316 色染化学関係」、「321 印刷関係」（印刷化学科に限る。）、「322 薬業関係」、「329 材料技術関係」及び「335 セラミック関係」に記載されている学科は、「化学に関する学科」と判断して差し支えないこと。
土木に関する学科	コード表の「206 農業土木関係」、「208 造園関係」（緑地土木科及び造園土木科に限る。）、「311 土木関係」及び「312 地質工学関係」に記載されている学科は、「土木に関する学科」と判断して差し支えないこと。

(問8) 技能講習の講師要件として法別表第20各号、別添8に示される「工学に関する学科を修めて卒業した者」、「機械工学に関する学科を修めて卒業した者」、「力学に関する学科を修めて卒業した者」等の学歴に関する規定について、別表3の例にあるとおり、該当学科以外の理工系の学科を修めて卒業した者が、大学設置基準（昭和31年10月22日文科省令第28号）第31条に基づく科目等履修生制度を利用して、該当学科の各単位を取得した場合、問7にある例と同様、講師要件を満たす者に該当するとして差し支えないか。

別表3 科目等履修生制度を利用した場合の例

技能講習の区分	技能講習区分に応じた科目	この科目の講師になるため必要な要件（大学等関係）	科目等履修生制度を用いて、本来必要な学科卒業要件と同等と認める者	
			卒業した学科	追加に取得する単位
車両系建設機械（整地等用）運転技能講習	運転に必要な一般的事項に関する知識	大学等において土木に関する学科を修めて卒業した者	理工学系の学科（経営工学等、理工学系でないものを除く。）	車両系建設機械に関連し、土木に関する学科で取得する単位
小型移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械等の運転技能講習、玉掛け技能講習	「小型移動式クレーンに関する知識」等、「大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者」とされる科目	大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者		小型移動式クレーン等に関連し、機械工学に関する学科で取得する単位
高所作業車運転技能講習	運転に必要な一般的事項に関する知識	大学等において力学及び電気に関する学科を修めて卒業した者		高所作業車の運転に関連し、電気に関する学科で取得する単位

(答8) 一般に、単に科目等履修生制度を用いて関係単位を10単位取得した者が、技能講習の講師要件における「大学等において一定の学科を修めて卒業した者」に該当するとは言えないが、別表3の例について、単位を体系的に取得したと判断できる場合、講師要件を満たす者に該当するとして取り扱って差し支えない。上記例を含め、科目等履修生制度を利用した技能講習の講師選任があった場合、当面の間厚生労働省に照会されたい。

(問 9) 技能講習の講師要件の確認に当たって、事業者が解散するなどの理由により実務経験について事業者証明が得られない場合は、登録教習機関は、当該講師の実務経験をどのように証明すればよいか。

(答 9) 実務経験についての事業者証明が得られない場合の確認のための書類としては、実務経験の対象となる事業者の代表者又は労務担当者等による証明、2名以上の同僚の証明の他、本人の申立書などが含まれること。

(問 10) 特別教育の実施が必要となる業務に関し、講師となろうとする者の実務経験の確認のため、実務経験を証する書面の他に、特別教育を修了したことを証する書面は必要か。

(答 10) 特別教育の記録について、3年間の保存義務を過ぎたため記録がないなどの理由により、事業者が特別教育修了の証明ができないなど、証明書が提出できない理由が明らかな場合は、実務経験の証明のみで確認して差し支えないこと。

1.0.0 普通科……………普通科

下線のある学科は大分類、それ以外は小分類の学科コードです

2.0.0 農業に関する学科

- 2.01 農業関係……………農業科, 農業経営科, 畜産科, 農林科, 茶業科, 農畜産科, 農業畜産科, 農業園芸科, 農園芸科, 総合農産科, 農林経営科, 農園芸科, 農産園芸科, ハイテク農芸科, 農産科学科, 農産科学科, 熱帯農業科, 農業技術科, 農林生産科学科, 生物生産技術科, 植物クリエイト科, 生産技術科, 生物生産科, 農業技術経営科, 熱帯資源科, 生産科学科
- 2.02 園芸関係……………園芸科, 果樹園芸科, 柑橘園芸科, 施設園芸科, 園芸経営科, りんご科, 緑地園芸科, 園芸科学科, 園芸・果樹科, フラワーファクトリ科, 園芸工学科, 熱帯園芸科, システム園芸科, 都市園芸科, 園芸デザイン科, 緑花システム科
- 2.03 畜産関係……………畜産科, 畜産経営科, 畜産経営科, 畜産科学科, 資源動物科, 畜産技術科, 動物科学科, 植物科学科
- 2.13 食品科学関係……………農産製造科, 食品加工科, 農芸化学科, 食品工業科, 食品工業科, 農産科, 食品科, 醸造科, 食品製造科, 食品工学科, 食品科学科, 食品産業科, 食品技術科
- 2.06 農業土木関係……………農業土木科, 農業工学科, 農林工学科, 農業開発科, 環境開発科, 地域開発科, 環境土木科, 土木科, 環境工学科
- 2.07 農業機械関係……………農業機械科, 機械技術科
- 2.08 造園関係……………造園科, 環境緑地科, 造園工学科, 緑地工学科, 造園土木科, 環境緑化科, 環境科学科, 環境造園科, 緑地デザイン科, 環境計画科, 緑地計画科, 造園緑地科, 環境創造科
- 2.09 林業関係……………林業科, 林産科, 林業林産科, 木材加工科, 森林土木科, 林業緑地科, 林産工学科, 特用林産科, 森林工学科, 林業技術科, 林産工学科, 森林科学科, 森林資源科, 森林リサーチ科, 森林環境科
- 2.16 生活科学関係……………生活科, 園芸家政科, 園芸生活科, 生活科学科, 生活文化科, 生活技術科, フラワークリエイト科
- 2.19 農業経済関係……………農業経済科, 生産流通科, 食品流通科, 畜産経済科, 情報経営科, 地域経済科, 農業経営システム科, 経済科, 生産経済科, 生産情報科, 生活情報科, 産業ビジネス科, 園芸経済科, 園芸流通科, 生産流通システム科
- 2.22 生物工学科関係……………生物工学科, 生物工学科, 応用生物科, 農業バイオ科, 微生物技術科, 農産バイオ科, バイオ園芸科
- 2.50 その他……………農業・生活科, 酪農・生活科, 農業・家政科, 産業技術科, 普通・園芸科, 普通・農業科, 農業・園芸科, 農業・畜産科, 農芸技術科, 農産科学科, 農産工学科, 生物生産工学科, 産産基礎科, 園芸・家政科, 農林・家政科, 生産科学科, 緑地観光科, 生物科学科, 生物資源科, 農業福祉科, 総合技術科, 生活・経営科, 繊維科, 森林環境科, 生活(・)園芸科, ライフデザイン科, 農業環境科, 林業・農業土木科, 生活福祉科

3.0.0 工業に関する学科

- 3.01 機械関係……………機械科, 機械工作科, 機械工学科, 機関科, 生産機械科, 機械製図科, 精密機械科, 原動機械科, 産業機械科, 開発機械科, 原動機科, 機械車輛科, 生産工業科, 機械フランニング科, 機械技術科, 機械制御科, ものづくり科, 機械デザイン科
- 3.02 自動車関係……………自動車科, 自動車工学科, 自動車整備科, 自動車・造船科, 航空車整備科, 交通工学科, オートモビル工学科
- 3.03 造船関係……………造船科
- 3.05 電気関係……………電気科, 電気工学科, 電気工学科, 電気エネルギー科, 電気情報システム科, 電気ビジネス科, 総合電気科, 電気システム科, 電気情報工学科, 電気工事士科
- 3.06 電子関係……………電子科, 電子工学科, 電子技術科, 無線通信科, 通信工学科, 電子家庭科, 電子通信科, 電子制御科, 電子・電気科, 電子コミュニケーション科, ハイテク電子科, 電子ビジネス科, 情報技術科, コンピュータ科, 情報電子科, 情報処理科, 電子情報科, 情報科, 情報数科, 国際情報技術科, 情報科学科, 電気情報科, 情報システム科, 電子情報システム科, 情報工学科, コンピュータ情報技術科, 情報設計科, 建築材料科, 建築システム科, 住居デザイン科, 建築デザイン科, 建築工学科, 伝送建築科(専攻科)
- 3.10 設備工業関係……………設備工業科, 設備システム科, システム工学科, 環境システム科
- 3.11 土木関係……………土木科, 建設科, 建設機械科, 土木建築科, 水中土木科, 建設工業科, 開発土木科, 建設技術科, 海洋開発科, 建築・土木科, 都市システム科, 都市工学科, 土木建築デザイン科, 環境建設科, 環境土木科, 建設システム科, 土木情報科, 土木システム科
- 3.12 地質工学科関係……………地質工学科, 土木地質科
- 3.13 化学工業関係……………工業化学科, 電気化学科, 環境工学科, 化学工業科, 食品工業科, 化学科, 材料化学科, バイオ化学科, 応用化学科, 素材システム科, システム化学科, 環境科学科, システム化学科, 化学技術科
- 3.14 化学工学科関係……………生物学科, 化学応用科
- 3.16 染色化学関係……………染色工学科, カラーリングアーツ科, 染色工学科
- 3.26 電子機械関係……………電子機械科, メカトロニクス科, 機械システム科, コンピュータ機械工学科, 生産システム科, 情報機械科, 工業計測科, 自動制御科, 制御システム科, 機械電気科, 機械電気システム科, システムサイエンス科, 機械設備システム科, システム工学科
- 3.29 材料技術関係……………材料技術科, 金属工学科, 金属加工科, 材料システム科, アートクラフト科, 溶接科
- 3.32 セラミック関係……………窯業科, セラミック工学科, 陶芸科
- 3.35 繊維関係……………繊維工業科, 繊維科, 繊維工学科, 情報・繊維科, 染織システム科, 素材化学科, 繊維システム科, 染織技術科, 高分子技術科, 繊維デザイン科, 高分子工学科, 高分子化学科, 繊維デザイン工学科, ファッション工学科, 繊維デザイン工学科, テキスタイル工学科, テキスタイルデザイン科
- 3.18 インテリア関係……………インテリア科, 工芸科, 木材工芸科, 金属工芸科, 室内工芸科, 漆芸科, インテリア・デザイン科, 写真工芸科, モダンクラフト科, 木工科(特別支援学校), デザインシステム科, 製図学, クラフト科
- 3.19 デザイン関係……………デザイン科, 工業デザイン科, 産業デザイン科, 繊維デザイン科, 製図デザイン科, 製図デザイン科, 染織デザイン科, 情報デザイン科, 応用デザイン科, デザイン美術科, 情報・デザイン科, ビジュアルデザイン科, 映像デザイン科, プロダクトデザイン科, デザイン工学科
- 3.21 印刷関係……………印刷科, 印刷工業科, 画像工学科, グラフィックアーツ科
- 3.22 薬業関係……………薬業科, 薬学科, 薬業経営科, 薬品分析科, 薬品科学科, 製薬技術科
- 3.23 航空関係……………航空科, 航空工学科
- 3.50 その他……………工業科, 工業技術科, 運輸科, トレーニング科, 工業家庭科, 総合技術科, 産業技術科, 技術科, 生命工学科, 理数工学科, 科学技術科, 製図科, デザインシステムコンピュータ産業科, 生活工学科, 環境・電気情報システム科, 理工科学科, 材料・設備科, 科学工学科, 工業技術科夜間部ものづくり工学科, プロダクト工学科, システム工学科, デュアルシステム工学科, 生産工学科, 科学・技術科, 創造技術科

学校基本調査 特別支援学校高等部の学科コード表

III 知的障害, 肢体不自由, 病弱・身体虚弱者に対する教育を行う学科

II 聴覚障害者に対する教育を行う学科

I 視覚障害者に対する教育を行う学科

高等学校の学科コードに準ずる。

1 0 0 普通科
 9 0 1 療科 (専攻科のみ)
 9 0 2 保健療科
 9 0 3 理学療法科 (専攻科のみ)
 9 0 4 家政科……家政科, 家庭科
 9 0 5 音楽科
 9 0 6 調律科
 9 4 0 その他

1 0 0 普通科……普通科, 教養科
 9 5 1 農業科
 9 5 2 園芸科
 9 5 3 機械科
 9 6 8 セラミックス科……セラミックス科, 窯業科
 9 5 5 産業工芸科……産業工芸科, 木工科, 工芸科, 工芸科, 色染科, 金工科, 表具科, 金属工芸科, 産工科, 工業科, 産業技術科, インテリア科
 9 5 6 デザイン科
 9 5 7 印刷科……印刷科, 工芸印刷科, 産業情報科, ビジネス情報科
 9 7 1 材料技術科……材料技術科, 金属工業科, 機械システム科
 9 5 9 家政科……家政科, 生活技能科, 生活応用科, 家庭科
 9 6 0 被服科……被服科, 婦人服科, 紳士服科, アパレル情報科
 9 6 1 理容科
 9 6 2 美容科……美容科, 理美容科
 9 6 3 クリーニング科
 9 6 4 歯科技工科 (専攻科のみ)
 9 6 5 美術科……美術科, 美術工芸科
 9 9 0 その他……産業科, 自動車塗装科, 生産流通科, 生活情報科, 造形芸術科, デザイン工学科 (専攻科), デザイン情報科

※高等学校の学科コードを使用する場合は
 学校調査票は小分類, 卒業後の状況調査
 は大分類の学科コードを使用します

100	工業関係			
101	測量	測量、地図製図		
102	土木・建築	土木、建築、建築設計、建築工学、建築設備工学、建築設備、都市建設工学、土木学、土木工学、建設、通信土木、設備工学		ニットイング、手芸編物、帽子、刺しゅう、機械編物、組ひも
103	電気・電子	電気工学、電気工事、電気、電子工、電気工、電気工学、電子、電業技術、電子研究、放医電子、電気技術、航空電子		ファッションビジネス、ヘアスタイル
104	無線・通信	電気通信、放送、通信、テレビ、電波通信、テレビ工学、通信機械、通信線路、電気テレビ、無線工学		ファッションビジネス、ヘアスタイル
105	自動車整備	自動車整備		
106	機械	機械、機械工学、機械設計		
107	電子計算機	電子計算機、電子計算、コンピュータ、電算、電算ビジネス、プログラマ		
108	情報処理	情報処理技術、女子情報処理、情報、情報処理、情報ビジネス、情報技術、情報管理、情報工学		
190	その他	製図、工業、造船、応用化学、金属、公害、眼鏡、冷凍空調、コンクリート、自動車工業、航空工学、航空整備、航空機整備、時計眼鏡宝飾、環境設備、眼鏡技術、製図トレーサー、写植オペレータ、自動車地質調査、電気機械溶接、素材工学(セラミック)、遺伝子工学(バイオテクノロジー)		
200	農業関係			
201	農業	農業		
202	園芸	園芸、ガーデニング、造園		
290	その他	食肉技術、きのご栽培、生物工学(バイオテクノロジー)、水産増殖		
300	医療関係			
301	看護	看護、高等看護		
302	准看護	准看護		
303	歯科衛生	歯科衛生		
304	歯科衛生	歯科衛生		
305	臨床検査	臨床検査		
306	診療放射線	診療放射線、放射線、レントゲン		
307	はり・きゅう	はり、きゅう、鍼灸マッサージ、鍼灸、あん摩、マッサージ、指圧		
308	柔道	柔道		
309	理学療法	理学療法、作業療法、リハビリテーション		
390	その他	医学技術、カイロプラティック、姿勢保健、均整、視能訓練、医療、保健師、助産師		
400	衛生関係			
401	栄養	栄養、栄養料理		
402	調理	調理、調理師		
403	美容	美容		
404	美容	美容		
405	製菓・製パン	製菓、製菓衛生師		
490	その他	他、ヘア、エステ、ネイルアート		
500	教育・社会福祉関係			
501	保育士養成	保育、保育士		
502	教員養成	幼児教育、幼稚園教員、幼稚園教諭、幼児教育、児童教育、養護教育、音楽、幼教		
503	介護福祉	介護福祉		
504	社会福祉	社会福祉		
590	その他	他、ボランティヤ		
600	商業実務関係			
601	商業	商業、経済商業、商業実務、商経実務、商経		
602	経理・簿記	経理、経理会計、経理実務、簿記会計、簿記、経理事務、商業簿記、会計、税務会計、計算実務、簿記珠算、経営経理、財務、税理、税務		
603	タイピスト	タイピスト、英文タイプライター、タイブ文書、タイプライティング		
604	秘書	秘書、秘書養成、貿易秘書、英文秘書、英語秘書、経営秘書		
605	経営	経営学、観光経営、経営、経営技術、経営実務		
606	旅行	観光、ホテル、リゾート、リゾートアテンド		
607	情報	情報、ITビジネス、情報ビジネス		
608	ビジネス	医療事務、福祉ビジネス		
690	その他	速記、珠算、編集広報		
700	服飾・家政関係(各種学校は「家政関係」)			
701	家政	家政		
702	家庭	家庭、生活技術、家庭経営、幼児		
703	和洋裁	和裁、洋服、洋服、和洋裁、服飾デザイン、被服、和洋裁		
		ニット洋裁、着付、デザイン、デザイン、きもの、カットイング、ファッションデザイン、服飾芸術、服飾デザイン、洋装、スタイル画、服装デザイン		
704	料理	料理、調理、家庭料理		
705	編物・手芸	編物、手芸、機械編、編物手芸		
800	文化・教養関係			
801	音楽	音楽、ピアノ、バレエ、音響芸術		
802	美術	造形美術、美術、建築、リビングアート、友禅染色、手工芸、造形、絵画、版画、芸能美術、基礎美術、映像美術、イラストレーション		
803	デザイン	デザイン、グラフィックデザイン、インテリアデザイン、産業デザイン、環境デザイン、グラフィック印刷、グラフィックインテリア、映像デザイン、デザインリビング、商業デザイン		
804	茶道	茶道、華道		
805	外国語	英語、外国語、実務英語、英会話、英語実務、英米語、留学国際英会話		
806	演劇・映画	演劇、映画、放送芸術		
807	写真	写真、写真、写真芸術		
808	通訳・ガイド	国際ガイド、フライトアテンダント、通訳、ガイド、英文秘書、秘書		
809	受験・補習	大学受験、高校受験、補習(専修学校(一般課程)のみ。各種学校は901又は902とする。)		
810	動物看護	動物看護、トリマー		
811	法務	公務員、法律行政		
812	スポーツ	スポーツ、アスレチックトレーナー		
890	その他	他、ファッション、造園、海外日本語教員、外国文化、キリスト教、教養、文学、ハンズクラフト、人形、ドレス、会話、メンズファッション、レタリング、天文地学、一般教養、ファッションデザイン、文科、理科、書道、社会教育、日本語学校		
900	各種学校のみにある課程			
901	予備校	予備校		
902	学習・補習	学習、補習、勉強会、英数、進学教育		
970	自動車操縦	自動車操縦		
980	外国人学校	外国人学校		
990	その他	他、不特定人取引、飛行機操縦、海外技術、海外拓殖、バーテンドー、喫茶、易、奇術		